



年末の交通安全県民運動



運動期間 平成29年 12月11日(月)～12月31日(日)

●運動の重点①... 飲酒運転の撲滅

- 飲酒運転は犯罪です。
「飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない」
そして「見逃さない」ことを徹底しましょう。
- 車を運転するときは、二日酔いなど
アルコールが残っていないか確認しましょう。
- 飲酒運転を見かけたら、**110番通報**しましょう。



運転者にも運転者以外にも厳しい罰が!

運転者



酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両の提供者



酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者



酒酔い運転

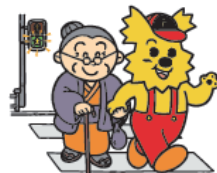
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

●運動の重点②... 子供と高齢者の交通事故防止～横断歩道マナーアップの推進～

- 子供や高齢者に対する思いやりのある運転を行いましょ。
- 高齢運転者は、運転能力に応じた安全運転を心がけましょ。
- ハイビーム**を効果的に活用ましょ。



ドライブレコーダーは
あなたの安全運転を
見守ります!!

- ドライバーの安全意識の向上が期待されます。
- 記録映像が交通事故原因の特定のための証拠となります。